

産業廃棄物等の運搬に係る単価について (お知らせ)

令和3年11月
山口県土木建築部

山口県土木建築部が発注する土木系工事に係る積算に使用する産業廃棄物等の運搬に係る単価について、以下のとおり定めましたので、お知らせします。

1 単価決定項目

- (1) 木くずの運搬費
- (2) 廃プラスチックの運搬費
- (3) コンクリート殻の運搬費

2 決定単価及び適用条件

別紙1「産業廃棄物等の運搬に係る単価表」を参照してください。

3 適用基準日

令和3年12月1日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用します。

ただし、条件付一般競争入札（事前審査方式）で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和3年12月1日以降、入札参加資格審査結果を通知するものに適用します。

4 その他

当該単価について、適用条件と現場の施工実態の乖離が認められる場合は、受注者からの協議により、設計変更の対象とします。なお、この場合は、実走距離ではなく、積算上想定している走行距離により設計変更を行います。

その他、発注者向けの留意事項については、別紙2「産業廃棄物等の運搬に係る単価の使用に関する留意事項」をご参照ください。

各単価は、技術管理課ウェブサイトの以下 URL にも掲載しています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/tanka/kouhyou-tanka.html>

(組織で探す > 技術管理課 > 労務・資材単価・トップページ)

産業廃棄物等の運搬に係る単価表

1 木くずの運搬費(単価)

DID区間の走行の有無	運搬距離	運搬単価 (単位:円/m3)		
		2t車相当		
		伐採木	伐採竹	伐根
無し	0km以上10km未満	4,559	4,688	4,748
	10km以上20km未満	6,242	6,340	6,431
	20km以上30km未満	8,001	7,978	8,098
	30km以上40km未満	9,468	9,445	9,823
	40km以上50km未満	11,096	11,074	11,142
有り	0km以上10km未満	5,315	5,280	5,481
	10km以上20km未満	7,323	7,291	7,449
	20km以上30km未満	8,991	9,130	9,410
	30km以上40km未満	10,869	10,842	11,191
	40km以上50km未満	12,553	12,528	13,109

DID区間の走行の有無	運搬距離	運搬単価 (単位:円/m3)		
		10t車相当		
		伐採木	伐採竹	伐根
無し	0km以上10km未満	2,961	2,990	3,169
	10km以上20km未満	4,077	4,021	5,231
	20km以上30km未満	6,109	6,067	6,465
	30km以上40km未満	7,688	7,654	7,409
	40km以上50km未満	9,444	9,406	8,923
有り	0km以上10km未満	3,298	3,331	3,633
	10km以上20km未満	5,021	4,953	5,781
	20km以上30km未満	6,254	6,172	7,188
	30km以上40km未満	8,502	8,420	8,722
	40km以上50km未満	10,010	9,928	10,995

(適用条件)

- ・ 本単価には、伐採木、伐採竹、伐根の運搬の他、運搬機械におけるタイヤの損耗及び修理に掛かる費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
- ・ 運搬機械におけるタイヤの損耗及び修理にかかる費用を含む。
- ・ タイヤ損耗の「良好」、「普通」、「不良」にかかわらず適用できる。
- ・ 運搬距離は片道の距離とし、往路と復路が異なる場合は、平均値の距離とする。
- ・ 有料道路利用料金は含まないため、有料道路を利用する場合は、別途計上すること。
- ・ DID（人口集中地区）は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
- ・ 積込作業は含まない。
- ・ 本単価における運搬時間は通常勤務すべき時間帯（8h～17h）の運搬作業とし、夜間作業には適用できない。
- ・ 運搬機械は、深箱や枠立の場合についても適用できる。

産業廃棄物等の運搬に係る単価表

2 廃プラスチックの運搬費(単価)

DID区間の走行の有無	運搬距離	運搬単価 (単位:円/m ³)	
		2t車相当	10t車相当
無し	0km以上10km未満	4,840	3,123
	10km以上20km未満	6,341	5,009
	20km以上30km未満	8,002	6,944
	30km以上40km未満	9,664	8,443
	40km以上50km未満	11,325	9,892
有り	0km以上10km未満	5,443	3,400
	10km以上20km未満	7,302	5,490
	20km以上30km未満	9,211	8,783
	30km以上40km未満	11,119	10,661
	40km以上50km未満	13,027	12,584

(適用条件)

- ・ 本単価には、廃プラスチックの処分場までの運搬の他、運搬機械におけるタイヤの損耗及び修理に掛かる費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
- ・ 運搬機械におけるタイヤの損耗及び修理にかかる費用を含む。
- ・ タイヤ損耗の「良好」、「普通」、「不良」にかかわらず適用できる。
- ・ 運搬距離は片道の距離とし、往路と復路が異なる場合は、平均値の距離とする。
- ・ 有料道路利用料金は含まないため、有料道路を利用する場合は、別途計上すること。
- ・ DID（人口集中地区）は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
- ・ 積込作業は含まない。
- ・ 本単価における運搬時間は通常勤務すべき時間帯（8h～17h）の運搬作業とし、夜間作業には適用できない。
- ・ 運搬機械は、深箱や枠立の場合についても適用できる。

産業廃棄物等の運搬に係る単価表

3 コンクリート殻の運搬費(単価)

DID区間の走行の有無	運搬距離	運搬単価 (単位:円/m ³)	
		2t車相当	
		無筋	鉄筋
無し	0km以上10km未満	6,063	6,478
	10km以上20km未満	8,745	9,254
	20km以上30km未満	11,220	11,913
	30km以上40km未満	13,494	15,322
	40km以上50km未満	17,036	18,273
有り	0km以上10km未満	6,753	7,197
	10km以上20km未満	9,641	10,639
	20km以上30km未満	12,485	13,684
	30km以上40km未満	15,350	16,585
	40km以上50km未満	18,215	19,701

(適用条件)

- ・ 本単価には、既設コンクリート構造物のとりこわしにより発生した殻（無筋・鉄筋）の殻運搬の他、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
- ・ 運搬機械におけるタイヤの損耗及び修理にかかる費用を含む。
- ・ タイヤ損耗の「良好」、「普通」、「不良」にかかわらず適用できる。
- ・ 運搬距離は片道の距離とし、往路と復路が異なる場合は、平均値の距離とする。
- ・ 有料道路利用料金は含まないため、有料道路を利用する場合は、別途計上すること。
- ・ DID（人口集中地区）は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
- ・ 積込作業は含まない。
- ・ 本単価における運搬時間は通常勤務すべき時間帯（8h～17h）の運搬作業とし、夜間作業には適用できない。
- ・ 設計数量は、構造物をとりこわす前の体積とする。
- ・ 運搬機械は2 t車相当とする。

産業廃棄物等の運搬に係る単価の使用に関する留意事項

＜発注者向け＞

- 当該単価について、適用条件と現場の施工実態の乖離が認められる場合は、設計変更の対象とすること。なお、この場合は、実走距離ではなく、積算上想定している走行距離により設計変更を行うこと。
- 当該単価の有効期限は令和4年9月30日である。
- 各施設で受入料金の単位が異なるため、経済比較する際は、以下の換算値を使用して比較すること。なお、これにより難しい場合は実績等に基づく換算も可とする。木くず、廃プラスチックについては、経済比較に使用した換算値を設計図書に記載すること。

＜木くず＞

- ・ 2 t 車: 1.6m³/台、10 t 車: 6.9m³/台 (台当たり受入料金が設定されている施設の場合)
- ・ 0.55 t /m³ (重量当たり受入料金が設定されている施設の場合)

＜廃プラスチック＞

- ・ 2 t 車: 2.0m³/台、10 t 車: 10.0m³/台 (台当たり受入料金が設定されている施設の場合)
- ・ 0.35 t /m³ (重量当たり受入料金が設定されている施設の場合)

＜コンクリート殻＞

「土木工事数量算出要領 (案)」(国土交通省) による。

- 当該単価を使用する場合は、入札参加者へ周知のため、当面の間、技術管理課ウェブサイトに掲載している単価を使用している旨を設計図書に記載すること。

設計図書 (積算条件書) 記載例

- ・ SA091「処分費 (木くず (伐採木))」の単価決定にあたり、経済比較に使用した換算値は 6.9m³/台 (10t 車) および 0.55 t /m³ である。
- ・ F1111「運搬費 (木くず (伐採木))」については、技術管理課ウェブサイトに掲載している産業廃棄物等の運搬に係る単価表を使用して積算している。